資料２

《令和８年第４回ふじみ野市議会定例会提出議案広報原稿》

議案番号	件　　名	提案説明要旨
第 89 号議案	令和８年度ふじみ野市一般会計補正予算（第４号）	１　総括 本補正予算は、歳入については額の確定したもの及び見込額の変更に伴うもの、歳出については制度改正その他の事情変更により補正を余儀なくされるもの及び緊急やむを得ないもの等について編成するものです。 ２　予算規模 補正前の予算総額 540 億 5,356 万 8 千円 補正予算額 8 億 9,064 万円 補正後の予算総額 549 億 4,420 万 8 千円
第 90 号議案	令和８年度ふじみ野市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）	１　総括 本補正予算は、人事院勧告等による人件費の増額等に伴い、編成するものです。 ２　予算規模 補正前の予算総額 98 億 3,456 万円 補正予算額 741 万 6 千円 補正後の予算総額 98 億 4,197 万 6 千円
第 91 号議案	令和８年度ふじみ野市介護保険特別会計補正予算(第２号)	１　総括 本補正予算は、人事院勧告等による人件費の増額等に伴い、編成するものです。 ２　予算規模 補正前の予算総額 107 億 8,477 万 7 千円 補正予算額 516 万 1 千円 補正後の予算総額 107 億 8,993 万 8 千円
第 92 号議案	ふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	１　改正理由 人事院勧告等を鑑みて一般職の期末手当及び勤勉手当の引上げを実施する中、市議会議員の期末手当について支給月数を引き上げるものです。 ２　改正内容 期末手当の支給月数を 4.65 月から 4.7 月へ改正する。 ３　施行年月日

		公布の日
第 93 号議案	市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	1　改正理由 人事院勧告等を鑑みて一般職の期末手当及び勤勉手当の引上げを実施する中、市長、副市長等の期末手当について支給月数を引き上げるものです。 2　改正内容 期末手当の支給月数を 4.65 月から 4.7 月へ改正する。 3　施行年月日 公布の日
第 94 号議案	ふじみ野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1　改正理由 人事院勧告等を鑑みた職員の給与改定等を行うため、改正するものです。 2　改正内容 一般職員、再任用職員、特定業務等任期付職員及び特定任期付職員の給料月額を令和８年４月１日に遡及して引上げる。 期末手当について、正規職員は支給月数を 0.025 月分引上げ、2.525 月から 2.55 月とする。再任用職員と特定業務等任期付職員は支給月数を 0.025 月分引上げ、1.425 月から 1.45 月とする。特定任期付職員は支給月数を 0.025 月分引上げ、1.925 月から 1.95 月とする。 勤勉手当について、正規職員は支給月数を 0.025 月分引上げ、2.125 月から 2.15 月とする。再任用職員と特定業務等任期付職員は支給月数を 0.025 月分引上げ、1.025 月から 1.05 月とする。特定任期付職員は支給月数を 0.025 月分引上げ、1.775 月から 1.8 月とする。 3　施行年月日 公布の日
第 95 号議案	ふじみ野市立産業文化センター条例の一部を改正する条例	1　改正理由 ふじみ野市立産業文化センターの使用料を変更するため、改正するものです。

		２　改正内容 　ふじみ野市立産業文化センターの多目的ホール等の使用料の規定を改正する。 ３　施行年月日 　令和９年７月１日
第 96 号議案	ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例	１　改正理由 　廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 43 号）の施行に伴い、改正するものです。 ２　改正内容 　引用条文の項番号にずれが生じたため、改正する。 ３　施行年月日 　公布の日
第 97 号議案	ふじみ野市水道事業給水条例の一部を改正する条例	１　改正理由 　国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長からの通知に伴い、条文を整理するため、改正するものです。 ２　改正内容 　大規模災害時、市長が認めた場合は他の管理者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能にするため規定を追加する。 ３　施行年月日 　公布の日
第 98 号議案	ふじみ野市下水道条例の一部を改正する条例	１　改正理由 　昨今の災害状況と国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長からの通知、下水道法等の一部を改正する法律の公布に伴い、条文を整理するため、改正するものです。 ２　改正内容 (1) 大規模災害時、市長が認めた場合は他の管理者が指定した下水道指定工事店による排水設備工事の実施を可能にするため規定を追加する。 (2) 参照条文の号番号の改正に伴い、改正する。

資料２

		3　施行年月日 (1) 公布の日 (2) 令和９年１月 12 日
第 99 号議案	ふじみ野市市民憩の森条例を廃止する条例	1　廃止理由 ふじみ野市市民憩の森条例を廃止したいので、この案を提出するものです。 2　施行年月日 令和９年４月１日
第 100 号議案	ふじみ野市立花の木中学校校舎大規模改造工事請負変更契約の締結について	1　提案理由 物価水準の変動（インフレスライド）に基づく請負代金額の変更により、ふじみ野市立花の木中学校校舎大規模改造工事に係る工事請負変更契約の議決を求めるものです。 2　契約金額 変更前　1,525,084,000 円 変更後　1,563,823,690 円 3　契約期間 令和７年６月 19 日から 令和９年２月 12 日まで 4　契約の相手方 ふじみ野市大原一丁目５番３号 株式会社中原工業 5　工事対象建物 ふじみ野市立花の木中学校 6　工事対象床面積 5,994 ㎡ 7　変更内容 物価水準の変動（インフレスライド）に基づく請負代金額の変更
第 101 号議案	埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更について	1　変更理由 久喜宮代衛生組合の脱退に伴い、埼玉県市町村総合事務組合の規約を変更するものです。 2　変更内容 久喜宮代衛生組合を規約上から削除する。

		３　変更年月日 令和９年４月１日
第102号議案	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	１　提案理由 人権擁護委員山城いづみ氏の任期が令和９年３月31日をもって満了となるため、再度同氏を人権擁護委員として推薦したいので市議会の意見を求めるものです。 ２　候補者名 山城いづみ氏 ３　任期 令和９年４月１日から令和12年３月31日まで
第103号議案	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	１　提案理由 人権擁護委員櫻井信枝氏の任期が令和９年３月31日をもって満了となるため、再度同氏を人権擁護委員として推薦したいので市議会の意見を求めるものです。 ２　候補者名 櫻井信枝氏 ３　任期 令和９年４月１日から令和12年３月31日まで
第104号議案	ふじみ野市立上福岡駅西口駐車場の指定管理者の指定について	１　提案理由 ふじみ野市立上福岡駅西口駐車場の指定管理者の指定期間が令和９年３月31日をもって期間満了となることに伴い、次期指定管理者の指定を行いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、この案を提出するものです。 ２　指定管理者の名称 タイムズ２４株式会社共同事業体 ３　指定期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで
第105号議案	ふじみ野市立文化施設の指定管理者の指定に	１　提案理由 ふじみ野市立文化施設の指定管理者につ

	ついて	いて、中央文化施設が整備されることに伴い、指定管理者の指定を行いたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 224 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出するものです。 2　指定管理者の名称 日本環境マネジメント株式会社 3　指定期間 令和 8 年 12 月の市が指定する日から令和 10 年 3 月 31 日まで
第 106 号議案	ふじみ野市立介護予防センターの指定管理者の指定について	1　提案理由 ふじみ野市立介護予防センターの指定管理者の指定期間が令和 9 年 3 月 31 日をもって期間満了となることに伴い、次期指定管理者の指定を行いたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出するものです。 2　指定管理者の名称 社会福祉法人奉優会 3　指定期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで
第 107 号議案	ふじみ野市立子育てふれあい広場の指定管理者の指定について	1　提案理由 ふじみ野市立子育てふれあい広場の指定管理者の指定期間が令和 9 年 3 月 31 日をもって期間満了となることに伴い、次期指定管理者の指定を行いたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出するものです。 2　指定管理者の名称 株式会社明日香 3　指定期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで